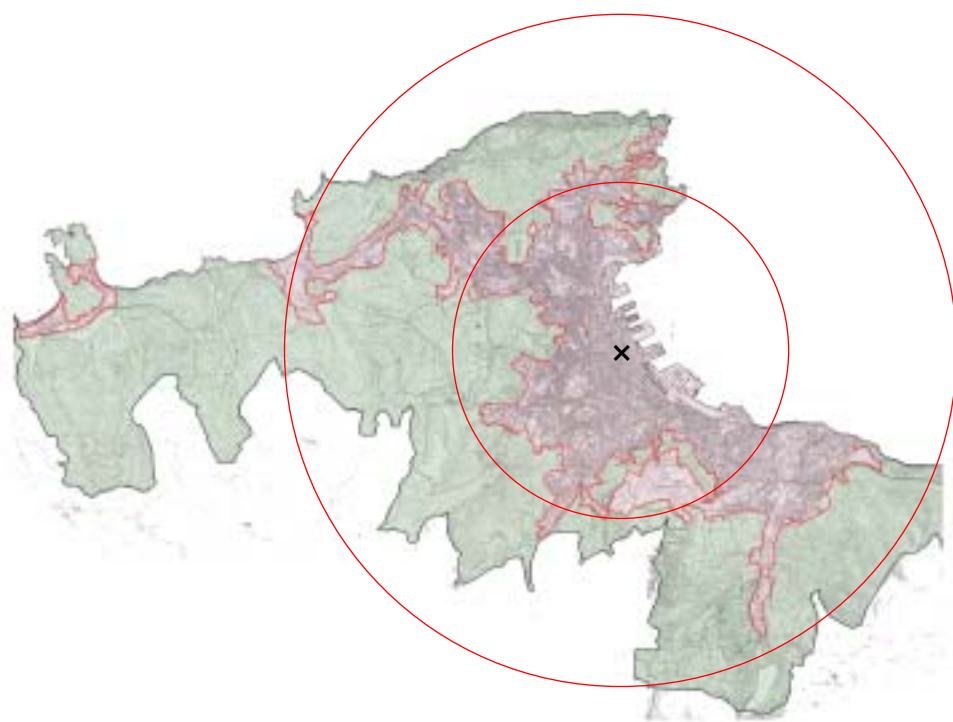


小樽市耐震改修促進計画（素案）

概要版

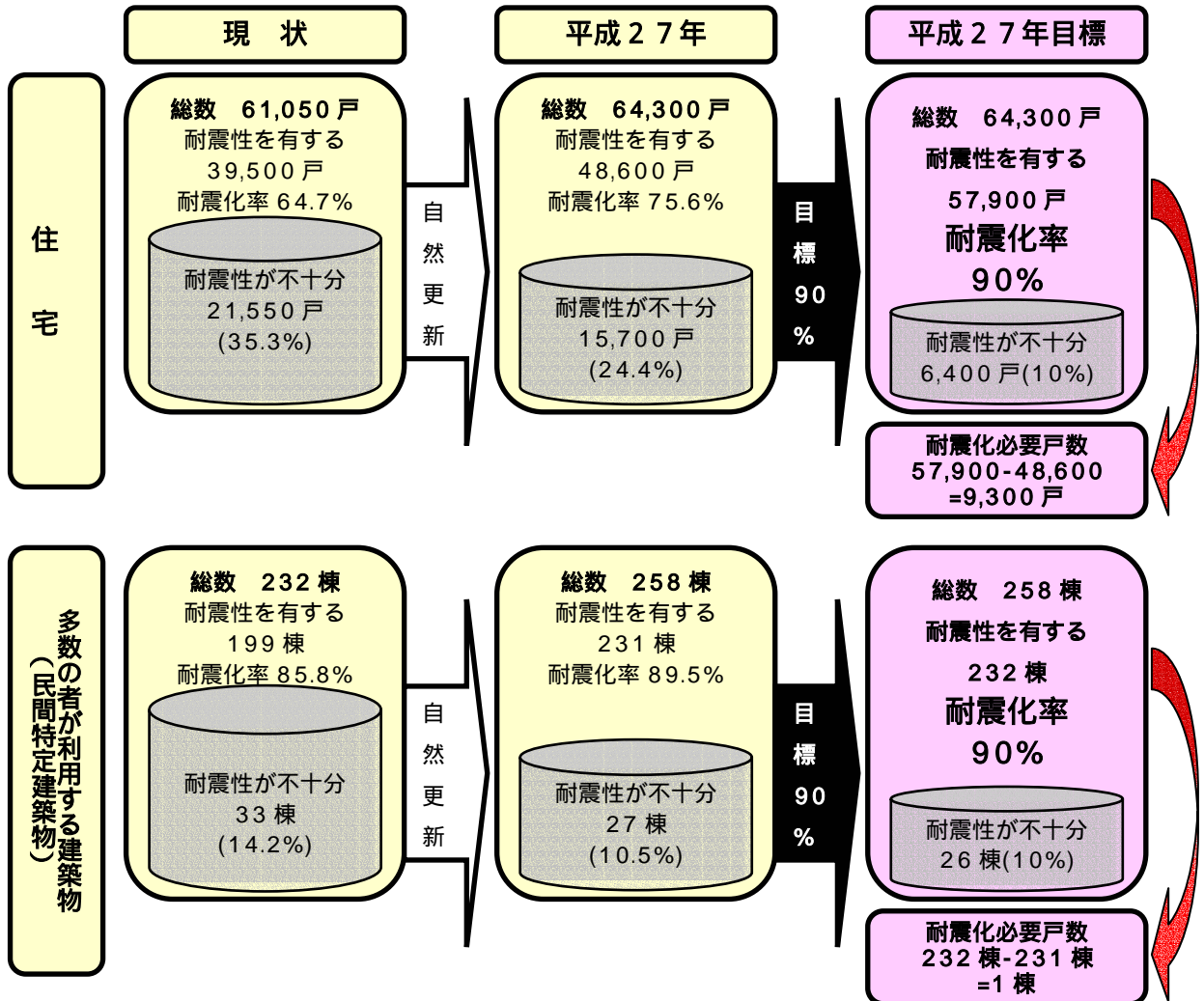


平成20年12月

小樽市

3 住宅・建築物の耐震化の目標

(1) 耐震化の現状と目標



小樽市の所有する建築物のうち、耐震改修促進法第6条第1号に掲げる規模・用途に該当する多数の者が利用する建築物は157棟あり、そのうち耐震性が確認された棟数並びに耐震改修の実施棟数の全体に占める割合(実数耐震化率)は約59%となっています。耐震性が確認されていない建築物は計画的に耐震診断を実施し、耐震化の必要な建築物については個々の状況に応じて、建て替え、耐震補強など、計画的に耐震化が図られるよう努めます。

4 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

(1) 安心して耐震診断・改修を行える環境整備

耐震診断・改修等に係る相談体制の充実	北海道や関係団体などと連携し、多様な相談に対応
耐震診断・改修等に係る情報提供の充実	パンフレット、小樽市HPや広報おたるの活用
耐震診断・改修促進のための所有者への支援	戸建て住宅の無料耐震診断、補助制度創設などの検討
地震時における住宅・建築物の総合的な安全対策の推進	地震による二次的被害の防止に向けた是正の徹底
税の減額等に関する情報提供	固定資産税額の減額措置に関する情報提供

(2) 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及

地震防災マップの作成・公表	小樽市HPで揺れやすさマップなどを公表
地震防災対策普及パンフレット等の活用	パンフレット等の配布による周知
市民向けセミナー等の開催	リフォームセミナー・出前講座等による知識の普及
町内会等との連携	自主防災組織等の育成などの取り組み意識の醸成

5 法律に基づく指導等について

(1) 耐震改修促進法

特定建築物の所有者へ耐震性能向上の必要性や緊急性に応じて指導・助言を行うよう努めます。必要な耐震診断・耐震改修が行われないと認められ、指導に従わない場合は、建築物の所有者に指示を行います。

特定建築物の所有者が、市の指示に正当な理由なく従わない場合で必要があると認められるときは、その旨を市のホームページ等で公表します。

(2) 建築基準法

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、必要な対策を取らず、著しく保安上危険であると認められる場合などは、建築基準法に基づく勧告や命令を行うことができます。

(3) 所管行政庁との連携

今後、北海道や他の所管行政庁と連携を図って指導等を進めていきます。

6 計画の推進に関する事項

市町村及び建築関係団体で構成する「(仮称)全道建築物等地震対策推進協議会」に参加し、本計画の推進を図ります。

市の体制として関係部局による耐震改修促進会議を開催し、耐震化について取り組みます。